

外馬場鏑矢堂線の事業計画について、都市計画法第 66 条の規定に基づき次のとおりお知らせします。

一 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年九州地方整備局告示第百六号中津都市計画道路事業三・四・四号外馬場 鏑矢堂線	牛神工区
二 施行者の名称 大分県	
三 事務所の所在地 主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一号 従たる事務所 大分県中津土木事務所 中津市中央町一丁目五番一六号	
四 事業地の所在 1 収用の部分 大分県中津市大字牛神字恩明、字屋敷及び字浜田並びに大字一ッ松字楠本、字屋敷、 字一町田、字東出口及び字学手地内 2 使用の部分 なし	

一 都市計画事業の種類及び名称 令和六年九州地方整備局告示第七十三号中津都市計画道路事業三・四・四号外馬場鏑 矢堂線	宮夫工区
二 施行者の名称 大分県	
三 事務所の所在地 主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一号 従たる事務所 大分県中津土木事務所 中津市中央町一丁目五番一六号	
四 事業地の所在 1 収用の部分 大分県中津市大字宮夫字長包、字井盤、字宮ノ下、字岩見、字大田ヶ島及び字六反坪 並びに大字下池永字京ノ津池内 2 使用の部分 大分県中津市大字宮夫字宮ノ下、字岩見及び字六反坪地内	

一 都市計画事業の種類及び名称 令和六年九州地方整備局告示第二十一号中津都市計画道路事業三・四・四号外馬場鏑 矢堂線	合馬工区
二 施行者の名称 大分県	
三 事務所の所在地 主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一号 従たる事務所 大分県中津土木事務所 中津市中央町一丁目五番一六号	
四 事業地の所在 1 収用の部分 大分県中津市大字下池永字京ノ津、字横園、字葱手、字左矢ノ下、字京塚、 字鏑矢堂、字松木園、字大道端、字上野及び字一丁畑並びに大字合馬字西ノ前及び字 土屋敷 2 使用の部分 なし	

【都市計画事業認可に基づく規制等】

- 当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築等については、許可を受けなければなりません。（都市計画法第 65 条）
 - 当該事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等の予定対価の額等を大分県知事へ届け出なければなりません。
届出のあった日から 30 日以内に大分県知事が届出をした者に対し、当該土地建物等を買取る旨の通知をしたときは、大分県知事と届出をした者との間に、届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。（都市計画法第 67 条）
 - 当該事業地内の土地で、土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は、施行者に対し、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができます。ただし、当該土地が他人の権利の目的になっているとき、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木があるときはこの限りではありません。（都市計画法第 68 条）
 - 都市計画事業については、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の諸効果が発生します。（都市計画法第 70 条）
- ※土地の買い取り請求につきましては、事業予算等との兼ね合いもございますので個別にご相談させて頂きたいと考えております。

【注意事項】

都市計画法第 95 条には

届出をしないで事業地内の土地等を有償で譲渡した者は、50 万円以下の過料に処される等記載がありますので、ご注意ください。